

令和8年7月20日

(内容) 緊急銃猟の実施について

【内 容】 ツキノワグマの緊急銃猟の実施

【発見日時】 令和8年7月20日(月) 午前7時30分

【通報日時】 令和8年7月20日(月) 午前8時30分

【実施日時】 令和8年7月20日(月) 午前10時30分頃

【発 見 者】 尾鷲市在住猟友会会員

【場 所】 尾鷲市馬越町地内

【通 報 先】 尾鷲市水産農林事業推進課

(通報日時は令和8年7月20日午前8時30分頃)

【状 況】 本日7月20日(月) 7時30分に尾鷲市馬越町地内において、有害鳥獣捕獲用のくくりわなに体長1.15mのツキノワグマ(オス)が錯誤捕獲されました。錯誤捕獲された場所が民家裏で周辺にも民家が多く存在し、危険性が高いことから、尾鷲市と三重県、尾鷲警察署、三重県猟友会尾鷲支部が協議を行った結果、くくりわながはずれ、ツキノワグマが市内に逃走する可能性が高いことから、緊急対応が必要と判断しました。

【対 応】 現場の周辺状況等を考慮した結果、緊急対応が必要でありかつ、環境省による緊急銃猟の4つの要件を満たしていると判断し、尾鷲市が三重県猟友会尾鷲支部に依頼して殺処分しました。

【安全措置】 ・周辺住民の安全確保のための避難誘導実施。
・現場付近の道路の通行規制。

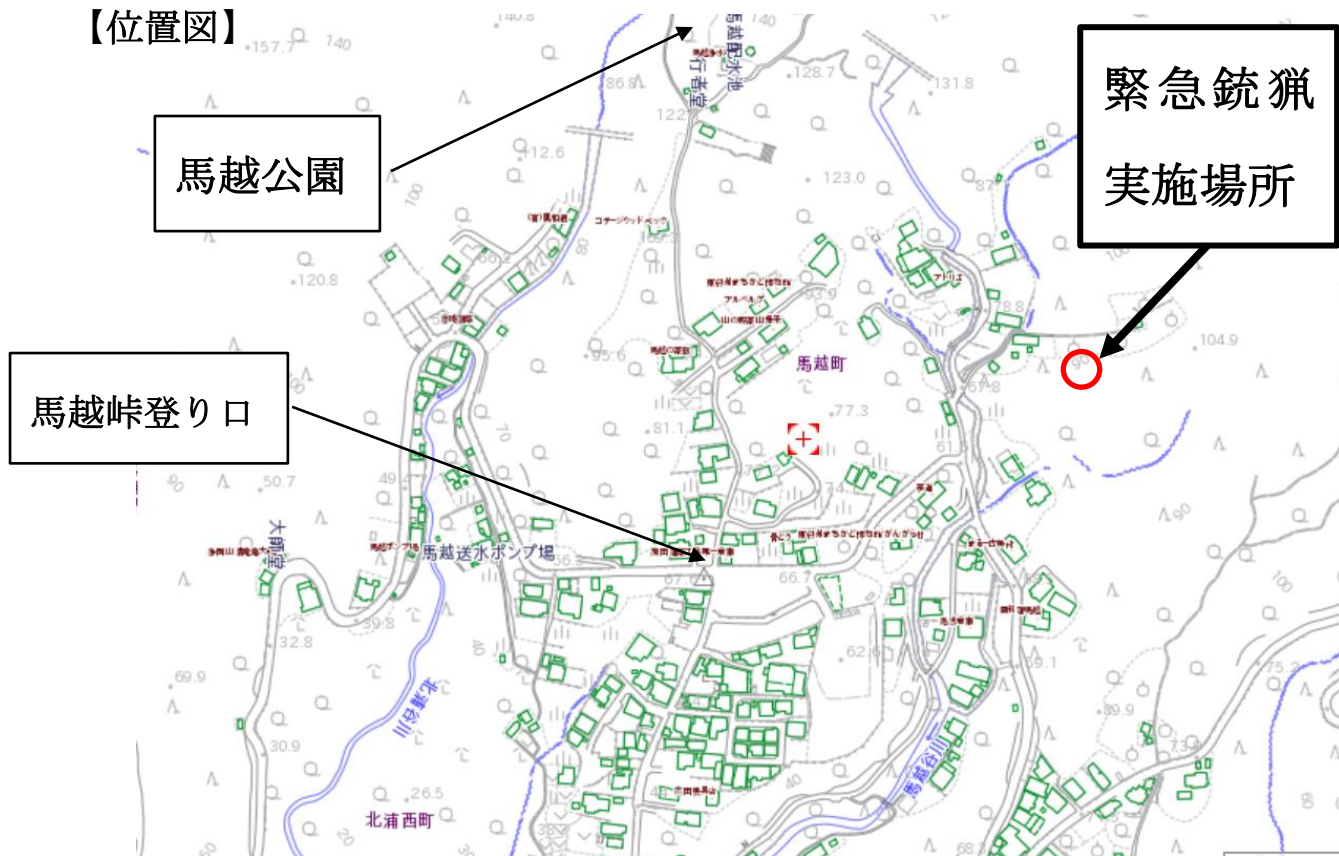
【体 制】 尾鷲市水産農林事業推進課職員 9名
三重県尾鷲農林水産事務所職員 4名
尾鷲警察署職員 7名
三重県猟友会尾鷲支部会員 8名

事務担当

尾鷲市水産農林事業推進課 担当 川村

電話 0597-23-8262

【位置図】



個体写真

